

論文審査結果の要旨

本論文は、朝鮮古文書学における官文書研究の一環として、高麗末（13世紀中葉～14世紀末）・朝鮮初（14世紀末～15世紀）における官僚任命文書（以下、任命文書）の体系と個別の様式を総合的に解明し、その成立・変遷過程の政治的・社会的背景を分析した、学界初の本格的な研究である。

両王朝の任命文書については、高麗全盛期の11・12世紀頃に関して唐制に準拠した制授告身・勅授告身等が使用されたこと、朝鮮朝の体制が確立した15世紀末以降に関して官教と奉教告身が使用されたことが、すでに知られている。両時期の使用文書は全く異なっており、その間を橋渡しする高麗末・朝鮮初の状態を解明することは、朝鮮任命文書の歴史的変遷過程の全容を把握するうえで不可欠である。しかし従来等閑にふされ、未検討・未解決の論点が数多く残されるテーマであった。

第1章では著者が初めて紹介した新出の古文書資料を分析し、そこに高麗末の官教と高麗末・朝鮮初の朝謝文書が含まれることを指摘する。朝鮮時代の高官任命文書である官教については、高麗末での存否が未確定であり、高麗末・朝鮮初の官僚任命に際して発給された朝謝文書については、機能をめぐり論争がある。そこで著者は上記の新資料を利用し、第2章でこれらの問題を追究する。まず朝謝文書については、従来いわれてきた任官資格証明説は誤りで、高麗末、官制変革に伴い旧来の使用文書にかわって新たに生まれた任命文書そのものであること、それは当初官僚各層に対し一般的に使用されたが、朝鮮初に五品以下の中・下級官僚へと対象を変え、その機能が奉教告身に継受されたことを解明した。一方、官教については、元の文書制度を背景として高麗末に生まれ、当初は特殊・例外的な国王親任文書だったこと、それが朝鮮初に四品以上の高官任命文書として一般化するが、かかる変化の背景に人事権をめぐり国王と臣僚の角逐があったことを指摘する。

第3章では朝鮮初の官教の事例100点余りを網羅的に分析し、様式の変遷過程を克明に跡づける。さらに様式変化の要因として、国内的には王権の宣揚、対外的には宗主国明の制度との調整という政治・思想的動機を指摘した。第4章では、高麗末・朝鮮初、品階との対応関係をもたない特殊な授職にあたり、元の文書制度より継受した任命符付が使用された事実を明らかにする。第5章では官僚の妻に発給された封爵文書を分析する。その様式は官教や奉教告身と酷似し、かつては任命文書と混同されもしたが、これが任命文書とは異なる独自の経緯を経て成立したことを論じる。

以上の行論を通じて本論文は、高い実証性のもと、高麗末・朝鮮初の任命文書の体系と様式を総合的に把握し、その変遷過程を整合的に説明することに成功している。またその政治的・社会的背景として各時期の政治・思想状況や国際情勢との関連性に着目する点は、本論文の価値を狭義の古文書学にとどまらず、国家論・社会論一般に開かれたものとして高めている。とりわけ元の文書制度との関連性は従来まったく知られていない新知見である。このことは朝鮮古文書を東アジア的視野のなかで理解する重要性を再認識させるもので、中国史など周辺分野に裨益するところも大きい。またその分析過程では、新たな文書資料を発見し、偽造も疑われてきた官教原本が真文書であることを論証し、正体未詳文書の実体を特定するなど、個別文書研究としての貢献も大きい。さらに官教の分析において、文書に捺された印章という外的特徴に着目したことは、古文書のテキスト解釈に終始してきた従来の朝鮮史研究にはみられない新手法である。

このように本論文は、成果と手法の両面において、朝鮮古文書学および朝鮮史研究のうえで画期的な意義を有するものと考えられる。そこで本調査委員会は、本論文提出者が博士（文学）の学位を授与されるに相応しいと認めるものである。